

○宮古島市生活支援ホームヘルプ事業実施要綱

平成26年5月22日

告示第71号

(目的)

第1条 この要綱は、生活支援が必要な一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯に対し、生活支援ホームヘルプ事業（以下「事業」という。）を行うことで、高齢者の日常生活上の不安や身体的負担を軽減し、自立に向けた生活支援をすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、宮古島市（以下「市」という。）とする。

2 事業の運営については、サービス内容及び利用者の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（以下「事業者」という。）に委託できるものとする。

(サービス内容)

第3条 この事業で利用できるサービスの内容は、次に掲げる各号のいずれかとする。

- (1) 家屋内外の掃除
- (2) 買物の代行又は付添い
- (3) 洗濯
- (4) 通院の付添い
- (5) 薬の受取
- (6) 調理
- (7) その他市長が必要と認めるサービス
- (8) ゴミ出し

(利用対象者)

第4条 前条第1号から第7号までに規定するサービスの利用対象者は、次の各号全てに該当する場合とする。

- (1) 宮古島市に住所を有する非課税世帯の一人暮らし高齢者又は高齢者世帯
- (2) 要介護1から要介護5までの介護保険認定を受けていない者
- (3) サービスを利用することで、3か月後に自立した生活を行えると認められた者

2 前条第1項第8号に規定するサービスの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在宅の一人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、心身の理由によりゴミ出しが困難と判

断された者

(2) その他市長が必要と認めた者

(サービス利用期間と限度)

第5条 サービスの利用期間と限度は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号から第7号までのサービスの利用期間は、利用決定日より3か月以内とし、12時間を利用上限とする。

(2) 第3条第8号のサービスの利用期間は、利用決定日の年度の3月末までとし、原則として週2回を利用限度とする。

(利用料)

第6条 サービスの利用料は、無料とする。

(事業の申請及び決定)

第7条 事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古島市生活支援ホームヘルプ事業申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用（変更）対象者調査書（様式第2号）を作成し、利用の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により、利用の可否を決定したときは、宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用決定（変更）通知書（様式第3号）又は、宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用却下通知書（様式第4号）により申請者及び事業者に通知するものとする。

(サービス内容等の変更)

第8条 利用対象者又はその扶養義務者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用変更届出書（様式第5号）により、市長に届出なければならない。

(1) 住所を変更したとき、又は世帯員に変更があったとき。

(2) 第3条第1号から第7号までのサービスを利用している者が、新たに同条第8号のサービスを利用するとき。又は、第3条第8号のサービスを利用している者が、新たに同条第1号から第7号までのサービスを利用するとき。

(利用の廃止等)

第9条 市長は、利用者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を廃止又は停止することができる。

(1) 第4条に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

- (3) 施設に入所したとき。
- (4) 6か月以上の入院の必要があると認められたとき。
- (5) 申し出による辞退又は停止したとき。
- (6) その他事業を利用することが不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により宮古島市生活支援ホームヘルプ事業の利用の廃止又は停止の決定を行ったときは、宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用廃止（停止）通知書（様式第6号）により利用者及び事業者に通知するものとする。

（報告）

第10条 市から委託された事業者の長は、事業の実績等を市長の指定する日までに、毎月市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告以外に、委託した事業者の長に対し、事業の実施に関する必要な報告を求めることができるものとする。

（委託料の支払い）

第11条 委託した事業者から委託料の請求がされた場合は、内容を確認の上、速やかに当該委託料を委託事業者の指定する預金口座に振り込むものとする。

（緊急時等の対応）

第12条 委託された事業者は、本事業のサービスの提供を行っているときに利用者の体調に急変が生じたときは、速やかに家族及び医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業申請書

年 月 日

申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	利用者との続柄	

下記のサービスの利用を申請します。

氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	M・T・S 年 月 日 (歳)
住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 宮古島市	電話番号 ()	
介護度	<input type="checkbox"/> 認定申請無し <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2		
利用したサービス	1 家屋内の掃除 2 家屋外の掃除 3 買い物の代行又は付添い 4 洗濯 5 通院の付添い 6 薬の受取 7 調理 8 ゴミ出し 9 その他（具体的に内容を書いて下さい） ()		
サービスを受けた理由			

このサービスの利用申し込みにあたり、サービス実施の適否に確認に必要な情報を表示することに同意します。

氏名 _____ 印

様式第3号(第7条関係)

宮 福 介 第 号
平 成 年 月 日

様

宮古島市長

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用決定(変更)通知書

平成 年 月 日付で申請のありました宮古島市生活支援ホームヘルプ事業の利用については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定
- 2 変更

利用者		生年 月日	年 月 日
住所			
サービス 内容			
利用時間 (回数)			
利用 期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日		
備考			

様式第4号(第7条関係)

宮 福 介 第 号
平 成 年 月 日

様

宮古島市長

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用却下通知書

平成 年 月 日付で申請のありました宮古島市生活支援ホームヘルプ事業の利用については、下記のとおり通知します。

記

対象者氏名

1. 却下
2. 理由

様式第5号(第8条関係)

宮 福 介 第 号
平成 年 月 日

宮古島市長 様

住所
氏名

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用変更届出書

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業の利用について、下記のとおり変更したので届出ます。

記

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

様式第 6 号(第 9 条関係)

宮 福 介 第 号
平 成 年 月 日

様

宮古島市長

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業利用廃止(停止) 通知書

宮古島市生活支援ホームヘルプ事業の利用について、下記のとおり廃止（停止）したので通知します。

記

- 1 氏名
- 2 廃止年月日
- 3 廃止理由